

第五十五回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十二号

昭和四十二年五月二十六日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

理事 稲葉 修君

理事 桂木 鉄夫君

理事 佐藤 文生君

理事 高橋清一郎君

理事 中川 一郎君

理事 稻村 隆一君

理事 武部 文君

理事 山本弥之助君

理事 吉田 之久君

理事 鈴木 康雄君

出席國務大臣

文部大臣 劍木 享弘君

國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術庁長官 小林 貞雄君

官房長官 谷川 和穂君

文部政務次官 岩間英太郎君

文部大臣官房長 齋藤 正君

文部省初等中等教育局長 天城 勲君

文部省大学學術局長 赤石 清悦君

文部省体育局長 専 門 員 茨木 純一君

委員外の出席者

五月二十六日

委員赤城宗徳君及び井村重雄君辞任につき、そ

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の補欠として木野晴夫君及び中川一郎君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員木野晴夫君及び中川一郎君辞任につき、そ

の補欠として赤城宗徳君及び井村重雄君が議長

の指名で委員に選任された。

本日会議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○關谷委員長 これより会議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

受田新吉君 科学技術庁長官に、締めくくりの意味でなくて、ちょっとあなたのほうの法案の扱い方に対する疑義がありますので、一言だけお尋ねをしたいと思います。

当委員会に出ている科学技術庁設置法の一部改正案、これは私は一応質疑も終わりました、科学技術振興の行政機構を拡充強化するという意味において、賛意を表します。ところが、科学技術振興対策特別委員会においても一つ、この科学技術庁設置法の根っここの法律を改正する規定が、ちょっとどろろな方式にこへ改正案として出ているわけです。それは動力炉・核燃料開発事業団法に、この法案の附則の第二十条に「科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。第九條第八号中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。」という例の第九條改正、これは科学技術庁設置法のこの法律の改正になるのです。そうですよ、大臣。それをあちらの実体法にかこつけ

て、この国家行政組織上の基本法を改めているわけです。このことは、私たちとして、今度の向こうさまの動力炉の事業団をつくることについて、基本的な考え方と違ふものだから、反対をした。しかし、科学技術庁設置法の今回提案されているのには、一応賛意を表したい。ところが、この動力炉の事業団のところを一緒にひっつけておいたならば、これは反対せざるを得ないということになるわけです。はなはだデリケートだ。ところが、あなたのお役所は、科学技術庁設置法の一部を改正する法案を一方に出して、さらに一方の委員会には、実体法を扱う委員会では、その根っこの核燃料開発事業団法案を事実上お出しになっている。これはいかなる経緯があったか、御説明を聞かぬと、たいへんむずかしい問題でありますので、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○二階堂國務大臣 いま受田先生からのお話でございますが、本来ならば、これはやはり設置法の中に含めて出すのが筋だろうと、私もいま御意見を承って感じたようなわけでございますけれども、実を申し上げますと、この科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、ただいま御審議願っておるこの法律は、昨年からのいろいろ研究、検討しておりました法案でもございまして、また、内閣に提出いたしましたのが、三月十七日でございます。委員に付託になったのは三月十八日でございます。したがって、これからは御審議願おうとしております動力炉・核燃料開発事業団法というのが、なかなか込み入った法律でございます。時間もかかりまして、したがって、委員会に提出いたしましたのが五月十九日でございます。ずっとおくれたわけでございます。この間のいきさつから考えまして、昨年からやっております、いま御審議願っております科学技術庁の設置法の一部改正、これを先に出して、そのあと動力炉関係の事業団法がまともなわけでございまして、順序

から申し上げても、筋からいいたしても、御指摘のとおり、少し筋違いのうらみはございします。これは率直に認めます。認めますが、そういう関係で法案の成案がずっとおくれしてしまったというところで、あと追いかけてこの中の二十條、附則でこういう規定を設けた、こういうのが私の感じでございますが、本来から申しますと、いま受田先生がおっしゃったとおり、一つにしてお出すべきことだと思ひます。ところが、法案の成文が一方のほうでずっとおくれまいましたので、いま御審議願っておりますのは、昨年からの検討して早くから準備ができておったというようなことでございまして、御指摘のことはそのまま私もそうなければならぬと思つてはおりますが、これを一緒にして御審議願うのが当然ではないか。同じ設置法の一部改正に関する規定でございますが、しかし、そういう法案の関係のいきさつもございします。御了承願ひまして、ただいま御審議願っておりますものはそのままとつ御承認をお願い申し上げます。

○受田委員 今後科学技術庁は十分注意して、こういう法案改正が同時に提出されるという本則に立ち返ってもらいたい。御注意申し上げて、質問を終わります。

○關谷委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○關谷委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○關谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

第一類第一号 内閣委員会議録第十二号 昭和四十二年五月二十六日

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○閣谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○閣谷委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 設置法の中身はたくさんございましてけれども、先般の暫定予算通過の際にあたりましての関係設置法改正、特に文部省案につきまして、外国人学校制度の問題についての御質問を申し上げたのですが、以来今日までどうもお出しになるのやら出さぬのやらわからぬのであります。が、まずもってその点を明らかにしていただきたいのですけれども、文部省の皆さんの側としては、学校教育法の改正、その中に外国人学校の創設等を含んでお出しになるのかどうか、この点を冒頭に大臣に承りたいわけです。

○榎本国務大臣 実は、学校教育法の改正は、御承知のように外国人学校制度、各種学校の格上げの問題、それから商船高等を創設する、この三点につきまして学校教育法の改正をお願いするつもりで立案しておりますが、だんだん提案に至ります過程におきまして遅延をいたしまして、今回国立学校設置法の一部を改正する法律案に關しまして、商船高等の創設をいたします部分を附則で修正を国会でいたしまして、衆議院を通過いたしましたのであります。そこで、あとに残りました各種学校とそれから外国人学校の問題でございますが、これは特にその中でも、私どもとしまして各種学校の改正は非常に重要な面を含んでおると思

います。その案につきまして、外国人学校といえどもこの前私どもは説明申し上げましたように、現在の各種学校を改正いたしますと、外国人学校の教育というものを全然法の保障の外におくということは非常な問題点がございしますので、ただいまこの案の内容につきまして、いろいろ外国人学校につきましましては、誤解に基づく私どもは考えておりますが、非常な反対運動もございまして、党のほうではそういう取り扱いをいま考慮中でございまして。私どもとしましては、ぜひこの国会におきましてなお提案したい、こういう念願であります。ただ、その取り扱いにつきましては、私の立場としまして、私どものほうの党の決定に一切おまかせしておる状態でございます。しかし、私としましては、提案をしていただくようにできるだけ今後努力してまいりたい、こう考えております。

○大出委員 あらためてそれは御質問を最後のほうで申し上げますが、その前に少し承っておきたいことがございまして。この間私が大臣に御質問を申し上げましたときに、反日教育の拠点になっては困る、こういう御回答がございました。私はここに議事録を持っておりまして、そこで、それならば反日教育の拠点を現在なっているところがあるのか、こう御質問を申し上げましたら、大臣はいまあるというわけではないとお答えになりました。いまあるというわけではないと答えれば、ないのに世上いろいろな紛争を起すというところはよろしくないではないか、ないのになぜそういうことをおやりになるのか、こう承ったところが、大臣は前言をお変えになりました、あるかないか実は私も承知してない、こういう実は答弁になりました。そこで、あるかないかわからぬというたより

ないお話をすれば、大臣が新聞等に述べておられるように、反日教育をやったような学校は閉鎖命令、立入り検査まで出てくるということになる、その判定はどなたがおやりになるかと言ったら、結果的に文部大臣である私がやることになる、こういうお話なので、あるかないかわからぬ

とおっしゃっておるのに判定のしようがないではないかという実はやりとりになっておるわけなんです。が、この反日教育の拠点というものが、その後のいろいろ、あのときも実は申し上げようと思ったのですけれども、実は与党の皆さんの調査会の中でこれは相当明確に書いておられるわけなんです。したがって、私は、あのときに、それならこれはあるかないかわからぬとおっしゃっているんじゃないか、それは朝鮮人諸君の学校のことじゃないか、ということを申し上げたのですけれども、どうもそうではないという意味のことをお話しになりましたが、これはだいたい明確になっていくように思うのでありますけれども、政党政治でございまして、いままたまた大臣の口から、与党のほうというお話がありましたので、そうでなければ私は御無礼な質問はしないのでありますけれども、いま御答弁の中にございしたか、それについて承りたいと思ひますが、与党の皆さんの中で、この問題に触れて調査報告が出ておるのであります。が、御存じでありますか。

○榎本国務大臣 与党から朝鮮人学校の問題といいますが、調査報告、まだ私……。

○大出委員 それではちょっと簡単に、これは現実にある文章ですから、読み上げましょう。「わが国の安全保障に關する中間報告」というのがございまして、これは六六年の六月二十二日でございます。その中の文章を読みますと、「わが国は日米安保条約の存在により、他国から直接の軍事的挑戦を受けるような恐れは少ないが、つまり直接的軍事的挑戦を受けるようなおそれは少ない、こう断定しておられますが、「いわゆる間接侵略による危険は現状においてもすでに存在している。この明確に書いております。間接侵略、このほうの危険は現状においてもすでに存在している、こう言っているわけですね。直接侵略の挑発を受けるおそれはない、しかし間接侵略についてはすでに現在その危険が存在している、こう述べられて、「嚴重な警戒を要するものに、北鮮政権からの破壊的、革命的な工作がある。とくにわが

国に多数存在している北鮮系学校は、わが国において反日教育、革命教育を実施し、このままでは将来わが国に重大な脅威となる。」「こう書いてあるのです。最後のほうは、わが国の安全保障の上で最も警戒しなければならぬ、こういうふうなこの項は結んでおられるわけですね。そうなりますと、大臣いみじくも先般の私の質問にお答えになつて、反日教育の拠点になっては困る、こういう御答弁でございました。したがって、私は、現在その種の反日教育の拠点になっていることがあるか、こう御質問したら、現在あるというわけではない、こうお答えになった。私はあの時点で冒頭に申し上げておきましたように、あらためて御質問申し上げるつもりだ、理事会でもそういう取り計らいになっておりますから、したがってここで多くは申し上げない、承ることだけに、こう言つて御質問したのであります。が、またまこれは、政党政治というたてまえで、いま大臣が与党のほうの皆さんの、ということをお話しになつておられるわけですから、知らぬとおっしゃるのだけれども、もし知らぬとすれば、これは与党出身の大臣という立場からすれば、きわめて不謹慎な話だと私は思うわけでありまして、いま私が読み上げましたのと、あなたが言われている反日教育の拠点は、どういふ関係にあるのですか。

○榎本国務大臣 実は、これは私のお願いをしたいこととございまして、この法案を私はもちろん出したいたと現段階においては思っておりますけれども、またこの法案の立法趣旨として、日本が終戦後におきまして、かつては日本の国籍を持つておりました朝鮮人が、終戦と同時に外国人という、日本の国籍を失う状態になりました。しかもその朝鮮人が六十万近くと称されておると思ひますが、国内に相当長期にわたりましておられるわけでございます。そういう意味合いの状態におきまして、過去におきましてはいま調査中とかいろいろな点で言われたような点についていろいろな議論がございましたが、私どもといたしましては、日本と朝鮮人との間におきまして、この歴

史的事実におきまして、わが日本の国土の中に共存しておる限りにおきましては、私はやはり相互信頼の精神に立つて、国際親善の精神からこの法案というものを考えなければいけない、こういう意味合いにおきまして、この法案を提案する決意をいたしましたのでございます。もちろんその中には、おっしゃいますとおり、反日教育を禁止いたしますし、また、その場合において立ち入り検査というような条項も含まれております。ただ、これは、私どもとしては、文部省は元来におきまして警察権ではありません、文部省の学校におきまして、当然にいろいろの調査その他の問題がございまして、立ち入り検査といふことはほとんどやらないのであります。これは私は、もちろん日本でも以上は、私どものほうも国際親善の意味におきましてその学校を認めるのでございますから、朝鮮人学校のほうにおきまして、国際親善の意味に徹して、日本にある限りは、日本の国益に反しないような自発的な心がまえをひとついたしてほしい。しかし、これはそういうことをしなければならぬと一応書き添へたのは、そういう意味合いにおいて、これを警察的な対象の処理としないで、文教の中に抱き込んで、平和と申しますか、平穩のうちに朝鮮の民族教育が行なわれていく、このことを私どもは熱望して提案したものでございます。したがって、立ち入り検査とかこういふような問題は、私どもも警察権でございせんから、もし双方において、その国際親善という意思を無視しまして、対立的な抗争の姿において行なわれる場合においては、これはなかなか文部省の役人の立ち入りという問題は、でき得ない問題だと思ふのでございます。やはり法規上そういう一定の規定はもちろんでおかなければならない。しかし、私どもとしては、いままでの考え方を大きく変えまして、国際親善の立場に立つてこういう法律を出すべきじゃないか、こういうことからきた問題でございまして、私、この前に、そういう状態は存じません、あるいはわかりませんと申し上げ

ましたが、そういう状態が存在することがわかっておるならば、その拠点であるならば、いかに国際親善の立場とはいひながら、そういう民族教育を許可する、法律で保障するというような法律を出すこと自体が、日本の国益に反することになると思ふのでございまして、私どもは、そういう法律を出して、平穩にそういう教育が行われることを期待し、またそう確信しまして、この法案を出すのでございまして、自民党の調査とか、公安調査とか、いろいろなものがあるかもしれませんが、私は文教の關係として取り上げる限りにおきまして、さようなことを予定し、さような取り締まりといふような目的をもってこの立法をすべきでないといふ確信でございまして、こういうことがあつたといふやうなことがあつたことにつきましては、特にこの際朝鮮人の方々に刺激しないように、私どもとしてはあくまで平穩に教育が行なわれ得るものと確信をいたしまして提案したいと思つておるのでございます。現在、私どもの誠意に對しまして、いろいろ過去の歴史がございまして、在任の朝鮮人が私どもに對して信頼を置けないといふ態度に出られるのも、これは私は歴史的な問題として、その誤解のあることをとがめるわけにはいかないと思ひます。しかし、私は誠意をもって必ず誤解を解くことができると考へております。

○大出委員 私は、御木さんが文部省においてなる時代から存じ上げております。事務次官になられる前から存じ上げておるわけで、総評の本部の副議長等をやつておりましたから、日教組の役員の方々とお伺ひしたこともありまして、官房においてになるときに目にかつたことがあります。その意味では全くの教育畑出身の大臣でもございまして、おっしゃることはそれなりに受け取りたいと思ひます。ただ、いまのお話の中で一つどうしてもふに落ちませんのは、相互信頼といふものを出发点にしてもの考へていこうとなさるのならば——これはたとえば一般の公務員諸君と政府との關係におけるILOのド

ライヤー報告でございせんけれども、相互信頼のイニシアチブといふものはどちらがとるべきものかといへば、それは時の為政者の側がとるべきです。これは當然だと思ふ。だから、ILOの調査団の報告も、総理大臣がいうことばを使つておられるわけですね。総理大臣のイニシアチブによつて相互信頼の回復ははかれといつておられるので、今この問題、安保調査会の中間報告を読み上げましたが、現にあるといつてゐる。現にあつて、それが両国の親善あるいは両国民の親善といふ意味において、あるいは理解といふ意味において欠けるものがあるとするならば、その意味における信頼の回復をしなければならぬ。なぜならば、国交回復する、しないにかかわらず、隣りの国に間違ひはない、そうだとすると、その相互信頼の回復の中心は何かといふと、それは大臣は相互信頼のためにかくかくあるべきだといふ論文を書いたわけでもなければ、御発表になつたわけでもない。いきなりばかると出てきたのは、閣議決定に基づき反日教育の禁止といふ形、しかもそれは法律を改正して、法規に基づいて立ち入り検査から始めて閉鎖命令に——十三条は閉鎖命令ですが、閉鎖命令にまで関連連をして、三条件とその他といふのを前段にうたつて、こういう場合には立ち入り検査をやるのだ、そして十三条、十四条の関連で閉鎖命令もしくは変更命令を出すのだといふ形の規制のしかたをいきなりつてつてんから出してくるというところが、はたして相互信頼の回復になり得るか。私は、相互信頼といふものは、法律規制じゃないと思つてゐる。もっと人間的なものだと思はれてゐる。しかも、教育の分野においてもを言おうといふ限りは、より人間的でなければならぬと私は思つてゐる、そうすると、今日までの経過を振り返つて、そういう出し方だからこそ、誤解とおっしゃるけれども、皆さんの反論が出てくるわけですね。だから、そこを——私はいま大臣の言われることがわからぬわけではないけれども、相互信頼を持ち合うのだということが前提になるならば、なぜいきな

りこの種の閣議決定を表に出して談話を発表されて、しかも大臣談話といふものはここにありますが、二月の十八日の東京新聞に「野党側の強い反対を押しきつて、日本の歴史を否定するような反日教育は絶対に締めださなければならぬ」とこれは文部大臣の談話ですよ。こういうものの言い方が——もういへん言いますが、二月の十八日の東京新聞をお調べいただければわかります。ここに引例してあるとおり書いてあります。私も調べてみました。こういうふうな形のもの、かりにそれが不用意であつても、新聞に次々と客観的な形をとつたのでは、相互信頼を持ち合うということにはならない。ここに、いきなり法律規制を頭から振りかざす形になるところに、問題が紛糾をす。この点は、大臣は一体どう考へてなつていまのようにおっしゃるのか、承りたいわけですね。**○御木国務大臣** 実は私が文部大臣になりましてから、この法案はまだ閣議に出してありません。ただ前の中村文部大臣のときに、閣議の了解にまで持つていったといふことを承つております。おそれくそのときにそういう談話があつたかと存ずるのでございますが、その法案のときに、そういう談話が、あるいは内容につきまして御説明されたことがあつたと思ひます。ただ、私といたしましては、この法案についてそういう反対があるであらうといふことで再検討をいたしてみたい。再検討をいたしましては、むしろ民族教育を平和のうちに保障するといふ面が非常に強く必要だと私は考へたからでございまして、でございまして、私といたしましては、日本の国の国内の各種学校の改正をいたしますが、各種学校の改正において、日本の学校でも法令に違反いたします場合には、これに對してやはり閉鎖を命ずるといふ最後の、まあ伝家の宝刀と申しますか、これは必ず書いてあります。どの法律にも学校に對して。しかし、いままで實際上の問題で、文部省で法令違反をもちまして閉鎖命令を出した例はないと、私は考へております。これはやはり法規上の一つの常套的

なあれでございまして、これは少なくとも法規のていさいを整える上におきましては——外国人学校におきましては、いかなる規制もいたしません。ただ一つだけ反日教育、いわゆる日本の国益を侵してはいけない。これは私は世界どこの列国におきまして、当然守らるべき精神だと思ひます。その国において永住をし、その国において教育をする限りにおいては、その国の国益に反するようないかなるものをするという事は、学校自体の一つの当然の自発的なあれでなければいけないと思ひます。その一つの規定をここで書きましたことは当然なことであつて、これに違反する場合は閉鎖命令も出し得る。これは国内の学校におきまして、法令違反の場合は閉鎖命令を出し得ると規定いたしますと全く同様な立場で、それがあつたがゆゑに朝鮮人学校の民族教育を圧迫するのだ、こういうことになるのは、私も決して考へていないのでございまして。

○大出委員 大臣がそうお考えになつておられるとすれば、もう少しおたくのほうでおつくりになつて、学校の教育法の一部を改正する法律案の中身というものを御検討いただきたいと思ひます。というのは、あなたがおっしゃる、どの学校でも、閉鎖命令でも、変更命令でも出せる、それはそのとおりです。現行学校教育法十三條、十四條に明記してあるのですから、それはわかり切つたことです。それを改正しようとするところに問題があるのです。皆さんのほうの改正しようとしておられるのは、つまり八十二條の十三というものをおつくりになつて、この中に先般私の質問にお答えになつたところの、「外国人学校においては、わが国若しくはわが国民に対する誤った判断を植え付けて相互不信の念を起させ、わが国の国際的な友好親善関係を著しく阻害し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策若しくはその実施をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育を行なつてはならない」という規定をまづつくつた。そうしてこれを受けて、次に八十二條の十四というところで「必要な報告の提

出を求め、又は八十二條の十六において準用する第十三條及び第十四條の規定による権限を行なうため必要があると認めるときは、当該職員に、この問題を、外国人学校に立ち入るといふことを文章上明記してあるわけだ。」「外国人学校に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。」といふように、前段を受けて文章上明記してあるわけだ。だから、改正案が必要なんですよ。そうでなければ、今日の学校教育法でそんなことはいふ、うでしよう。そういうことになるから、あなたが言つておられるような、どこでも一緒なんだというやうなことはなくて、ここに明記されておるわけですから——あなたのほうの原案ですよ。そこに問題が起るわけですよ。一般の取り扱いではない。だから、私は相互信頼を持ち合うという前提に立つ限り、いきなりこういう出し方をされるということは、しかもこの閣議決定の中身、了解の中身、昨年五月です、新聞発表なんというものは、それこそたいへんな大だんびらを披いたかつて、それで大臣談話がついてる。こういう出足、出方というものは、私は御反省願ひななければいかぬと思ふ。決して相互信頼を持ち合うということにならない。不信感をたいへんに深めるという結果にしか今日なつていない。現実の中身を見ればわかりますよ。たゞさんの学校の先生方が、あけて反対だといつて騒いでいるでしよう。決してこの人は左がかった人でも何でもありません。私の知つた人もたゞさんいます。そういう方からも、どうなりましたか、どうなりましたかと電話がかかつてくる。だから、よしんば大臣がいま考へておられるように、善意でお考えになつたとしても、結果はたいへんまずいことになつてゐる。政治というものは、もつと現実的なものを考へていただかなければ困る。そうなつてゐるとすれば、私はやはりこの際、信頼回復をはからうというならば、はつきりすべきものはして、そういう意味で新たに出直す必要がありはせぬか、私はこう思つておるのですが、この点について御意見を承りたい。

○朝木国務大臣 私としては、一応提案をいたしました。その上でいろいろ問題について御議論なり、御審議をいただいたらと思つておつたわけでございますが、現段階におきましては、私は一応出したというのをずっと主張しておりますけれども、会期もだんだん進んでまいりまして、はたしてあと党の關係におきまして出し得るかどうかわかりませんが、もちろんこの内容について再調査をしていかうような状況にまで至つておられません。でございまして、未提出の現法案につきましても、いろいろ御議論をいたしておるわけでございますが、できますれば、もうしばらく時間をかしていただきたい。私どもとしては、どういふ形で出しますかどうかというのを早急に決定したいと思つておるわけでございます。

ただ、一言申し加へておきたいと存じますことは、各種学校を格上げいたしますことは、おそろしく——私の想像でございましてけれども、大多数の議員の先生方も、国内の状況としましては御賛成いただけるものじやなからうか。そうしますと、この外国人学校というものを規定をいたしませんと、その結論としましては——規定のしかたいかんによりまして、場合によると、いま現に各種学校としてお認めいただいてます外国人学校までも否定するような結論が出ないとも限らぬおそれがございまして。これは規定のしかたによつてでございまして。だから、そういうことになるよりも、むしろ積極的にこの外国人学校という制度を堂々と認めてやつていくべきではないかという結論から、私提案を決定したのでございまして。でございまして、取り締まり上のいろいろなこととは法規上は書いておりますけれども、立法の趣旨は、根本的にはやはり国際親善の立場から考へておるといふことで、この点は強制的に御信頼いただけるようお願いしたいかないかもしれませんけれども、私はそういうふうにお考へておるということを申し上げておきます。

○大出委員 だんだんわかつてまいりましたが、今国会におきましては、法案提出の時期は一体いつまででございますか。

○朝木国務大臣 実はきょうも閣議で、未提出の法案が相当まだございまして、予定もあるんで、早急に、提案をするかしないか各大臣において責任を持つてきめろということ、私も今週は無理だと存じますが、来週一ぱいぐらには話を進めて、はつきりしなければならぬと思つております。

○大出委員 いまのお話からいいますと、各種学校のほうは整理するならし、はつきりさせるものはさせなければならぬ、これは私もわかります。ただその場合に、外国人学校をと、こういうお話なんです、真意のほどはかくくしじかじかだ、つまり法案をつくるにいつての書き方、あらわし方ということになる、こういうお話ですから、してみると、真意のほどがすなおに受け取られるようにするために、ここにあるこの表現、この文言ではまずい。私がいま例を申し上げたとおり。大臣もその点について特に強弁をされておられない。そのあとの御答弁からいけば、すなおに受け取られるようにしなければならぬ点は、お認めになつておるようになつて。だとすると、そういう点を將來に向かつてなおより一そうこれは検討しなければならぬ筋合いの問題になつてゐる、こう私は理解するわけだ。まさに文部省あるいは大臣、皆さんのお立場もありましよう。ありましようから、はたしてどこまで深追ひしてものを言つてよいかわかりませんから、私は氣をつけながらも言つておるわけだ。

ただ、ここで明確にしておきますのは、先ほどちよつとお話がありました国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案が、衆議院の側は通りましたね。この中の附則における取り扱いで、七十條の三「高等専門学校には、工業に関する学科を置く。」というのがございまして、このところに、七十條の三の一、この

いまの外国入学校を含む学校教育法の一部を改正する法律案中にございます。まだ出ておりませんけれども、ございませう。この「七十条の三第一項中、学校の下に「又は商船に関する学科」とこれはカッコに入っておりますが、「」を加える」という条文を附則のほうに持っていかれて向こうにつけたわけですね。ということになると、大臣はこまどくで、おおむねのところ私自身は御無理はなさぬというふうな理解をしたいわけでありまして、これは実はこの国会の最初のころに私がいろいろ取り上げまして、あらためて時間を設けて質問をするように取り扱おうということ、先般簡単に御質問した筋なんです。だから、私はそういうふうな理解をいたしまして、きょうは審議に入るということに賛成をして質問を申し上げている、こういうわけなんです。その私の理解を大臣のほうであえて御否定をなさらぬというところであれば、私はそれなりにあつて三、四、御質問申し上げて終わらだと思っております。信頼の回復が前提になりますから、ひとつそういう意味で御答弁をいただきたいわけなんです。

○御木国務大臣 まあ文部大臣の置かれております立場もひとつ御了解願いたいと思ひますが、先生方のほうでそういうふうな御解釈をなさいますことについては、私が否定するとか肯定することについては、御解釈をなさいますことについては、御異論はございせん。

○大出委員 異論がないのでございませう、その点は了解をいたします。

ところで、一つだけ一般的な問題で承っておりますので、私はいまや交通安全の問題が焦眉の急の問題となつてまいりました。まさに国民的な課題になつてまいりました。特にきょうの朝日新聞で、きのう文部省が交通安全を今後小、中学校の正課

ますから、日本の歴史というものが前提になるわけでありませう。あるいは過去が前提になるわけでありませう。……そうすると、どうしてもそういうところを中心に置かれていなければならぬことになる。いろいろな受けとめ方がありましようけれども、こう思つておるわけですね。これは、つまり朝鮮の方々にしても、同じ結果になるだらうと思つておるわけなんです。そういう意味では、相手の側の民族教育というもののについて、先ほど大臣もよく口にされましたが、全くもつてこれを尊重をし、信頼をする、こういう立場がやっぱり必要ではないかと思つておるわけでありませう。その点についての御意見を伺いたい。

○御木国務大臣 私どもは、世界の趨勢から申しまして、たとへば日本人がブラジルに移住しますとか、アメリカの国籍を取得するとか、永住する場合、やはりその国になつた社会環境の中にずつといくのが、普通の例だと思ひます。ただ私どもは、日本と朝鮮人との特殊関係、これは相當尊重して、朝鮮の民族教育というものをその国民的感情に基づきましてここで承認する、という立場に立つべきではないかということで立案したわけでございます。

○大出委員 時間の関係もございませうですから、申し上げたいことが幾つか残りましたけれども、私が申し上げていることも意のあるところはおわかりいただいたように思ひますので、ひとつ慎重にこの種のことはお運びをいただき、先ほど異論がないというお話でございましたから、そういうことで終わりたいと思ひます。

○岡谷委員 吉田之久君。

○吉田(之)委員 大臣が御退席になりましたので、他の方々から御答弁をいただいて、あとでまた必要な問題を大臣にお伺ひしたいと思ひます。

まず、いまや交通安全の問題が焦眉の急の問題となつてまいりました。まさに国民的な課題になつてまいりました。特にきょうの朝日新聞で、きのう文部省が交通安全を今後小、中学校の正課

扱いとして教育をしていこうことを発表されておりますけれども、この正課扱いという扱いの内容について、まず御説明をいただきたい。

○谷川(和)政府委員 交通安全の問題は、いまやまさにまことに大きな社会的問題となつておるわけでございます。特に文部省といたしましては、学校安全の観点からいたしまして、児童の登下校の際におきます交通禍に對しましては、一般社会の大きな関心を呼び起こし、まことに被害者としていたひける児童、幼児が交通禍に巻き込まれるという、社会全体の大きな関心と、一般社会人の自制といひますか、そういうものを要望いたしておると同時に、児童に對しまして、特に交通安全教育をそれぞれ指導をいたしてきておるわけでございます。しかしながら、ただいまきょうど交通安全週間の期間でもございませうが、今後さらに各界各層の方々とも十分打ち合わせをしながら、案をまとめていきたいと思つておるような段階であります。

○吉田(之)委員 正課並みの扱いというのは、具体的にどういふ扱いをするわけですか。

○谷川(和)政府委員 現在、まだ成案を得ておる段階ではございせん。

○吉田(之)委員 拝見いたしますと、年間十二時間ないし二十時間の時間をさいて交通安全教育というものを正課並みに扱わせようと思つておるという見解の発表のようでございますけれども、年間十二時間ないし二十時間、月に直せばせいぜい一時間ないし二時間程度だと思つておるのです。このような時間のさき方で、はたしてそれが正課並みの扱いと言えるのかどうか。また、このような時間のさき方によって、いまや人命を尊重すべき一番重要な問題である交通安全の問題を小学生や中学生に十分教育することができるとお考えなのかどうか。

○谷川(和)政府委員 学校安全の観点からいたしまして、すでに文部省といたしましては強力に学校安全については指導をいたしてきてわけでございます。その中でも、特に交通安全についてま

に社会的な大問題となつてきた今日でございませう。この点についてはことのほか強く学校側を對しても指導をいたしてきておりますが、実は申しますと、交通安全に関する限り、被害者はむしろ児童のほうでございまして、一般社会の非常な大きな理解をいただかないと、なかなか目的を達成できないわけでございます。しかしながら、各学校ともそれぞれに、それこそ子供の命を預かるという非常に重大な教育以前の問題からいたしまして、学校側として目下それぞれのくふうをこらして、学校内において交通安全指導を徹底をいたしておるわけでありませう。文部省といたしましては、将来急ぎその成案を得まして、成案を得た段階においては、あるいは正課に組み入れるということも考へてよろしいと思つておりますが、現段階におきましては、具体的にしからばどういふ形でこの問題を正課に組み入れるかということが、成案としてでき上がつておるわけではございせん。

○吉田(之)委員 いま文部省が考へる程度の教育体制であるならば、すでに自発的に各学校においてこの時間程度をさいてやっておると思ひます。あらためて文部省が交通安全を正課並みに扱おうというからには、さらにもう少し積極的な姿勢がなければ、これは文部省としての科目すべき発表だとは私は言えないと思ひます。特に現在すでに小学校や中学校からは、交通安全教育が正課でないために十分な時間がとれないということを申し出ておりました。そういうことを背景として文部省が踏み切らうとなさるからには、いまの答弁ではいささか所期の目的を達成するにはその体制が十分でないように思ふわけなんです。さらにひとつ……。

○谷川(和)政府委員 学校の所在地が比較的交通ひんばんな、たとえば道路その他に面しておるという学校が、だんだんとふえておる現状でございませう。さらにまた、その学校周辺の交通は非常に錯綜し始めてきているというの、目を追つてその度々が激しくなつてきております。したがって、

一日も早くこの学校安全の問題について解決策を考え出さなければならぬという責任を感じるわけでございますし、われわれといたしましては、ただちに学校安全会あるいは学校の内部における交通指導、こういったものにだけまかしておくつもりはございませんが、そういう意味では正課に組み入れて云々という問題については、たゞいま教科課程全体について審議会において御審議をいただいておりますので、その審議をさらに一そう進めていただきまして、できるだけ早い機会に成案を得て、われわれといたしましては文部省としての案をつくり上げたい、かように考えております次第でございます。

○吉田(之)委員 いずれにしても、今後こういう交通安全問題を正しく子供に教えていくためには、それを教える指導者、先生方の教育というものが、非常に重要な問題になってくると思うのです。したがって、小学校や中学校だけで交通安全教育を正課並みに扱うということよりも、むしろ教育者となる人たちに對して、もっと徹底した交通安全を指導し得る能力を与えるということが先決問題になってくると思うのでありますけれども、そういう点についてまで文部省はお考えになっておられるかどうか、お伺いいたします。

○谷川(和)政府委員 文部省としての見解と申しますより、私個人の感じからお答えをさせていただきます。恐縮なんですが、学校の先生方が、子供さん方の生命を預かる、これは学校という教育機関の内部では当然のことでございますが、その外である、まあ大半の交通惨憺というのは学校外で起こるわけでありまして、登下校の際においても、学校の先生方が気をつけていただかなければならない、私はそのとおりであると思えます。さらにこの際一言付言をさせていただきますとを許していただくとすれば、児童、幼児、特に低年齢の幼児期、あるいは小学校の初期の子供さんたちの交通事故の問題は、遊んでる時間を別にいたしまして、かりに登校、下校の最中のことを考えますと、集団で惨憺にあつておる場合には、

むしろ先ほどから重ねて申し上げましたように、被害者は完全にこれはもう子供の側でございます。先般もございましたように、いたいたな幼児がちゃんと交通道徳、交通規則に従つて、彼らとしてはりっぱな歩き方をしておつたのに、そこへダンブカーが突つ込んでくるというようなことが随所に起こつております。したがって、私は、この際あらためて一般社会人、特に車を運転される方々、こういう方々に強く学校近辺、あるいはこういう比較的幼児期あるいは少年期の子供さん方が集団で多く通るような時刻、こういうときには特に自動車運転に気をつけていただきたい、こういう考えを非常に強く持つております。さらに子供が事故を起こす場合に、学校近辺では、学校の正門が道路に面しておるというのが比較的構造上多いのであります。そこからは飛び出して、その瞬間に車にぶつかると、ひかれるという事故も多いわけでありまして、こういう事故に對しては、やはりいろいろと学校側に工夫をこらしていただきたい。そういう意味では、学校の管理者あるいは子供を預かつておられる先生方が、交通安全に對する認識を一そう深めていただきたいような感じがいたします。

なお、近々交通安全の手引き書を作成をいたしまして、特にこうした都市交通の錯綜しておる地域の学校の先生方にお集まりをいただきまして、交通法規あるいは交通安全問題、こういった問題につきましても研修会など開き、一そうこの問題の認識を深めていただきたい、こういうふうな考えを準備をしておるところでございます。

○吉田(之)委員 特に小学生、中学生に對してこの種の教育を行なつていく場合に、警察官をこの指導の側に充てると申しますか、警察官も一緒にこの小学校、中学校の中でこの種の教育を手伝わせるという考え方をもちになつておられるかどうか、伺いたい。

○赤石政府委員 御指摘のように、警察官は第一線におきまして交通事情を非常に熟知いたしておるのでございます。でございますので、教育効果を

をあげます場合に、警察官の御協力をいただくことにいたしております。

○吉田(之)委員 次に、義務教育の問題について少し伺いをいたしたのでありますけれども、憲法で保障されておりますとおり、義務教育はこれを無償とするということには定められておりますけれども、今日の義務教育の実態は、いよいよこれと逆行をいたしております。学校の備品とか、教材とか、教具とか、あるいは給食設備であるとか、プールの維持費であるとか、いわゆる父兄、PTAにかかるといふ負担は、いよいよ激増しているという現状でございます。昭和四十年現在の調査によりますと、PTAが学校教育費に負担した額に、すでに五百億をこえておるといふ数字を聞いております。だいたいたしますと、父兄一人当たり年間三千五百円程度の負担を義務教育に對して行なつておるといふ状態であると思ひます。その後さらに、二年の間にこの数字はふえていることは、間違いない事実だと思ひます。こういう段階の中で、国や地方公共団体が義務教育に對して、今日のこのPTAの父兄の負担の激増に對してどのように考え、今後どのように對処していこうとお考えになつておられるか、お伺い申し上げます。

○齋藤(正)政府委員 御指摘のように、当然公費で持つべき義務教育の諸学校の経費が、あるいは父兄に一部転嫁をされ、あるいは市町村の超過負担となつておるといふ現状でございますので、私もいたしましては、この当然公費で持つべきものをPTA会費というやうな形をかりまして父兄に転嫁をされることを解消したいというふうに考えております。今回の予算におきまして、その点も重点項目の一つといたしまして、まず教材費の問題、これが比較的現在父兄負担に転嫁しやういものでございますから、今回の予算の際に、教材費の二千億というワケを想定いたしましたので、その七〇%につきましては、確実に国庫負担金と地方財政のほうで見るといふことで十年計画を設定いたしましたので、これによりまして、従来

とかく問題になりました点は解消していく方向にある。これを契機にいたしまして、われわれとしては、また行政指導といたしまして、父兄負担にいたらずに転嫁することのないように進めてまいりたいと思ひます。施設等の問題につきましては、年々単価の是正あるいは構造比率の改善ということを実態に合わせるようにいたしまして、それが市町村の超過負担になつたりあるいは間接に父兄に転嫁することのないやうに年々努力しておりますが、今後引き続き努力してまいりたい、かように思ひます。

○吉田(之)委員 文部省もいろいろと努力をしておられるとは思ひますが、一方、教育に對する関心、さらにその教育水準を高め、充実していこうとする父兄側の要求も年々とも高まつてまいつております。そういういたしますと、相当文部省が思い切つて義務教育に對して国費を膨大に負担していかない限り、この父兄にかかる負担というものは軽減するどころか、ますます増加していく傾向にあるのではないかと、こういう將來に向かつて、この種の問題で文部省の見解をもう一度たしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 もちろん先生御指摘のように、一つは、公費でまかなうべきものの質が悪ければ、理屈は別として、その父兄が自分たちの子弟のために金をつぎ込むということになりますから、やはり公費の点は年々充実していかなければならぬというふうに考えておりました。いま例に申し上げました教材費でも、国庫負担金八百億というワケは本年度設定いたしましたから、これが相当改善に役立つというふうに考えます。それから一面におきまして、またどんなに熱心であつても、学級間のバランスを破り、学級間のバランスを破るやうな、よければいいというやうな風潮も、また一面は正してまいらなければならぬ。両方相まってこういうふうなことを解消してまいりたいというふうに思ひます。

○吉田(之)委員 われわれは、給食費も全額国庫負担すべきではないかということをお断言してお

るわけなのでございますけれども、文部省としては、義務教育における給食費を全額将来国庫負担しようとするお考えを持っておられるかどうか。

○齋藤(正)政府委員 高校入試の問題も、これに對する態度の基本は、一つは選抜というものが合理的に行なわれるかという点と、それからもう一点は、こういうふうな高校教育というものが拡充してまいりますと、これが中学校教育にどうい

○谷川政府委員 多分に政策的な問題を含む課題でございますが、実はこの問題は、教科書無償法案を提案いたしますときにも論議された問題でございます。しかしながら、基本的に申し上げますと、教科書の問題と学校給食の問題は、本質的に、教育という問題から考えてみても、その他の一般社会生活という面から見しても、違

る影響を与えるかという、この二点を勘案しなければならぬと思っております。実は昨年は、この入試改善についての学識経験者を集めて協議をいたしました。そして文部省としては、従来の九教科全部やるということを指導して

文部省といましては、学校給食に關しては、もちろん教育の中の問題でございますので、まず第一に、ともども一緒に食事をするとこの教育効果というものを非常に大きく考えたいというところが一点。それから第二点といましては、先ほどから御論議のございました父兄負担の軽減をとにかくはかりたいという点で、この点につきましても、原料、たとえばパンについては小麦粉、それからミルク、それから練乳に對しまし

るいろいろありますけれども、地域によりましては、九教科全部やることが、非常に中学校教育——中学校の生徒が日曜のたびに九教科のテストを受けに行くとかいうようなことがある。また、教科によりましては、本来実技を主としていくのにもかかわらず、いたずらにペーパーテストの準備に終わるという弊害が顕著にあらわれたりした点がありますから、その点は、文部省といましては、九教科全部やれということの指導は断しまして、府

ま文部大臣より、給食問題について、非常にその普及度も激しく、一般社会の父兄の方々の声も高いものでございますので、さらに根本的な方策について御審議をいたさうと、ただいま審議会に諮問をいたしておるといふ点でございます。

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

○吉田(一)委員 次に、入試問題について伺いを申し上げたいのでありますけれども、いま一番関心の深い問題は、高校入試の場合に、その入試科目を従前のように九科目で、大体全教科にわたって試験をしていくというのが正しいのであるか、あるいはこの際もつと入試科目をしばっていくことのほうが、将来の子供のために、あるいはまた子供の体育のために正しいことなのであるかどうかというような論があるようにござい

ぐらいの検討は文部省として当然なことで、そして指導なさるべきだと思っておりますけれども、重ねて……。

○齋藤(正)政府委員 九教科を一律にやれということを経済しました際に、九教科を必ずしもやる必要はないということが意義があるわけでございます。ただ、従来入学試験にあらわれる中学校教育の影響というものは、たとえば東京と青森のあらわれ方というものは非常に違うのでありまして、九教科をやって、それが自分の県は中学校教育に對してその影響を及ぼさないというように判断している県までやめろという必要はないのであります。文部省の指導の方針は、九教科全部やるというたてまえを全部貫くことは必要ないだろうという考え方でござい

○吉田(一)委員 一般的な傾向として、大都市では入試科目をしばっていく、あるいはその他周辺の地域においては、つとめて全教科にわたって入試を施していくというふうなことは言えますか。

○齋藤(正)政府委員 入学試験問題が、地域社会で問題のあり方が違うということでもあります。たとえば東京のように非常に過熱した状態であられるところと、それから公立高校というものが比較的多くて、そしてほとんど九九％あるいは八割くらいは入るというふうな地域としては、入学試験に対する住民なり子弟の考え方がかなり違います。先生がおっしゃるように、入学試験に對する問題をその意識してないところでは九教科でやってもいいし、あるいはもう科目をどのように変えようという大きな問題にならないという傾向は、御指摘のようにあるかと思

○吉田(一)委員 大体公立高校に入り得るワケと申しますか、いま局長から話がありましたように、ほとんど一〇〇％近く入学できる府県もあれば、あるいは半分くらいしか通らないところもあるというふうな、こういうアンバランスを生み出していくというところに、今日の文部行政の一つの欠陥があるのではないか。そのアンバランスと

○吉田(一)委員 大臣がお見えになりましたので、あらためて大臣にこの問題をお伺いを申し上げたいと思っておりますが、実は最近、高校入試をめぐる父兄の心配が年々寄せられております。それはどういふ心配かと申しますと、ことしは受験科目は幾つになるのか。文部省の——先ほどもお伺いいたしましたように、それは各府県の実情に即して、必ずしも九科目にこだわる必要はない、場合によれば必要な三科目だけでもよろしいというような指導のしかたをなさっている。現にそういうしほられた入試科目で選考をしている学校もある。こういうふうになってまいりますと、子供たちも、親たちも、受験に對してなかなか腰がすわらないわけなんです。こうい

○吉田(一)委員 大臣がお見えになりましたので、あらためて大臣にこの問題をお伺いを申し上げたいと思っておりますが、実は最近、高校入試をめぐる父兄の心配が年々寄せられております。それはどういふ心配かと申しますと、ことしは受験科目は幾つになるのか。文部省の——先ほどもお伺いいたしましたように、それは各府県の実情に即して、必ずしも九科目にこだわる必要はない、場合によれば必要な三科目だけでもよろしいというような指導のしかたをなさっている。現にそういうしほられた入試科目で選考をしている学校もある。こういうふうになってまいりますと、子供たちも、親たちも、受験に對してなかなか腰がすわらないわけなんです。こうい

○吉田(一)委員 大臣がお見えになりましたので、あらためて大臣にこの問題をお伺いを申し上げたいと思っておりますが、実は最近、高校入試をめぐる父兄の心配が年々寄せられております。それはどういふ心配かと申しますと、ことしは受験科目は幾つになるのか。文部省の——先ほどもお伺いいたしましたように、それは各府県の実情に即して、必ずしも九科目にこだわる必要はない、場合によれば必要な三科目だけでもよろしいというような指導のしかたをなさっている。現にそういうしほられた入試科目で選考をしている学校もある。こういうふうになってまいりますと、子供たちも、親たちも、受験に對してなかなか腰がすわらないわけなんです。こうい

○吉田(一)委員 大臣がお見えになりましたので、あらためて大臣にこの問題をお伺いを申し上げたいと思っておりますが、実は最近、高校入試をめぐる父兄の心配が年々寄せられております。それはどういふ心配かと申しますと、ことしは受験科目は幾つになるのか。文部省の——先ほどもお伺いいたしましたように、それは各府県の実情に即して、必ずしも九科目にこだわる必要はない、場合によれば必要な三科目だけでもよろしいというような指導のしかたをなさっている。現にそういうしほられた入試科目で選考をしている学校もある。こういうふうになってまいりますと、子供たちも、親たちも、受験に對してなかなか腰がすわらないわけなんです。こうい

○吉田(一)委員 大臣がお見えになりましたので、あらためて大臣にこの問題をお伺いを申し上げたいと思っておりますが、実は最近、高校入試をめぐる父兄の心配が年々寄せられております。それはどういふ心配かと申しますと、ことしは受験科目は幾つになるのか。文部省の——先ほどもお伺いいたしましたように、それは各府県の実情に即して、必ずしも九科目にこだわる必要はない、場合によれば必要な三科目だけでもよろしいというような指導のしかたをなさっている。現にそういうしほられた入試科目で選考をしている学校もある。こういうふうになってまいりますと、子供たちも、親たちも、受験に對してなかなか腰がすわらないわけなんです。こうい

いうものが、たとえば重要な入試の科目自体の選抜に對しても、このような不均衡を生じつつあるのではないかと、そのようなことが、統一さるべき日本の教育行政の中で、ますますいろんな食い違いを今後生じさせていくことになりはしないかという問題について、お考えになったことがござい

○齋藤(正)政府委員 現在高等学校を全国平均で見ますれば、進学率が七二％をこしております。それから志願者が合格し得る率というものは、おそらく九〇％をこしております。現実だろ

うと思

御指摘のよう

は、全国でい

ども、地域によ

す。これは大

が、公立に入

するとい

面、また私

ざいますし

い、高等学

当あるわけ

でございます

とはできな

ます。

○吉田(一)委員 大臣がお見えになりましたので、あらためて大臣にこの問題をお伺いを申し上げたいと思っておりますが、実は最近、高校入試をめぐる父兄の心配が年々寄せられております。それはどういふ心配かと申しますと、ことしは受験科目は幾つになるのか。文部省の——先ほどもお伺いいたしましたように、それは各府県の実情に即して、必ずしも九科目にこだわる必要はない、場合によれば必要な三科目だけでもよろしいというような指導のしかたをなさっている。現にそういうしほられた入試科目で選考をしている学校もある。こういうふうになってまいりますと、子供たちも、親たちも、受験に對してなかなか腰がすわらないわけなんです。こうい

う現状もさることながら、日本の大事な中学教育というものが、しかもそれは高校入試の試験のあり方によって左右される要素を多分に含んでおりますから、そういう中等教育に対して、文部省がこの種の定見のない指導のしかたでいいのかどうか。私自身の考えでは、少なくとも現在の中学校の教育というものは、将来人となるために必要な万般の準備を施す教育である。ならば、中学が、最近特にエスカレーター教育というのですか、何か高等学校や大学に入るための予備校的な存在になりつつある。これに対して文部省が、高校入試は三科目でもよろしいというふうなことをおっしゃっていくとするならば、ますます今日の中学生に与えている教育の偏向というものが助長されるのではないかとこのように個人的に考えている次第でございますけれども、文部大臣は、この種の問題についてどのように今後指導なさっていくとされるのか、お伺い申し上げたいと思います。

○**鈴木木下大臣** 六・三制制度そのものの一番欠陥と申します点は、いわゆる入学問題だと思えます。特に中学校、高等学校が、おのおの上級学校入学のために、いわゆる試験準備の学校に墮してきておる、本来の意味の学校教育がそのために大きく歪曲されておるという実情は、六・三制について一番問題点だと思えます。

そこで、中学校から高等学校への進学でございますが、現在、高等学校、中学校ともに人員がだんだん減少過程にございまして、全般としては、大体希望する高等学校に、もし学校差がないとするならば、相当程度の者はそんなに苦しまないで入学できるのが現状になりつつあります。だが、どうしても学校差がございまして、この学校差に基づいた入学試験準備ということが、今日非常に弊害を申しますか、問題を起しているわけでございます。そこで、東京都でやりましたような学校群というような入学試験のことを考えましたのも、やはりこの学校差をできるだけなくしようという一つの試みであつたと思ひますし、この試みは私はある程度成功したのではないかと申すので

ございます。やはり第一の点は、各高等学校における学校差をできるだけなくすることが一つでございますし、それから比較的相当の者が希望する学校におきましては、できるだけ入学試験準備というところによらないで入学というものの判定が行なわれる方法が、一番望ましいことだと思ひます。その意味において、原則的には、各都道府県高等学校の教育委員会に一応大枠を示しましておまかせしておるのでございますが、しかし、私は、やはり主として内申書でございますが、これがある程度公信力を持ち、そしてこれが主たる入学の判定の基礎になるというふうな状況にまでぜひ持っていきたい。これが入学試験準備をある程度チェックする大きな問題じゃないかと思ひます。この入学試験の問題は、長年にわたりまして非常に難問題としまして、いまだに取り組んでまいりましたが、結論としましては、いまだそれに対して確かな方法というのを見出されてはいない。ただその方法を見出すために今後とも最善の努力を払ってまいらなければならない問題である、私は考えておる次第でございます。

○**吉田(二)委員** いま大臣がお述べになりましたように、われわれも、戦後六・三・三制の教育が実施されてちょうど二十年になると思ひますが、やはりこの辺の段階で戦後の教育制度がもたらした成果と欠陥というものを真剣に検討すべきではないかと思ふ。一つの問題は、あまりにもこま切れになつておつて、そして受験勉強のための学校でしかなかったということが、非常に大きな社会問題になつてきていると私は思ふのです。実は、この間、ことし初めて国立工業高専が卒業生を送つたわけでありまして、ある国立高専の校長さんといふお話をいたしておりましたところ、ことし国立高専を出た青年たちが、普通の大学出の人たちと一緒に大きな会社に入社試験を受けた。全く同じ試験で受験をした。その結果、上位一位から三位くらいの人たちは、有名な大学の卒業生ではなくて、実は国立高専の卒業生であつたというようなことも聞いておるわけなの

であります。はたして、二年間も教育期間が短いにもかかわらず、国立高専の人たちが大学出の人たちと伍して何ら遜色のない実力を持ち合わせておるとするならば、これは大いに検討すべき新しい問題であると思ふのです。われわれが考えますと、結局高等学校に入つて三年目ぐらいは、もう全部受験勉強に追われる。そして大学に入る。大学に入つたあとにまたもう安心してしまつて、四年間いつの間にか過してしまふ。それよりか、むしろ中学を卒業して五年間、みっちりあの時期に現在の国立高専のような制度の中で充実して教育を受けさせることのほうが、はるかに教育効果があがつていくのではないか。現にこういう問題について、六・三制の本拠であるアメリカから、日本の国立高専についてひとつの参考になりたいというふうな視察団が来ているとか承つておりますけれども、私は、その意味において、今後国立高専という制度、この種の制度が果たすべき教育の使命というものは、非常に大きくなつてきたのではないかとこのように気がするわけなのであります。きのう本会議で商船高専が通過いたしましたので、きのうの国会で商船高専というふうなもの、文部省が新たにつくつていって、日本の農業の指導者を新しく育成していこうとするお考えをお持ちになつておられるかどうか。

○**鈴木木下大臣** 高専制度の成果と申しますか、これはことしお説のとおり初めて卒業生が生まれ、その結論としては、私も一応この制度は成功であつたと考えておるのでございますが、しかし、高専制度は、元来がやはり六・三制の一つの制度をはずれましてわき道でございまして、これを無制限にどんどんふくらましていくかどうかというところにつきましては、多少問題があると思ひます。今度私どもは商船高専をつくりましたが、あと農業高専でございまして、その他におきまして二、三やはり強く高専制を要望されておる向きがございまして、そこで私どもは、今回の四十二年度の予算で、高専制のこれからあるべき学科目につきましてどの程度までこれを拡張すべき

かどうかという問題につきまして、大体のワケを研究すべきときが来ておると存じまして、その研究に要する経費を計上してもらつておるのでございます。予算が通りますれば、早速この問題を検討してまいりたいと存じております。

○**吉田(二)委員** 時間もありませんので、さういふ点で今後取り組んで行かれることのほうが、あらゆる問題に対応して新しい文部省の文部行政を進めていかれることに役立つのではないかと申すように考へるわけでございますけれども、文部大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

は、そういう課題の中に交通安全の問題も大きな要素として入つてくるのだと思ひます。戦後、社会科という科目ができましたけれども、これが何か昔の地理、歴史とその他混合した一つの科目に終わつておつて、ほんとうに新しい人間社会における、横の人間関係のルールを教えようとする正課がないことを、非常に残念に考えております。私は、そういう意味で、いま文部省が取り組もうとしておられます交通安全の教科というものを、そういう総合した人間の新しいルールの教育という点で今後取り組んで行かれることのほうが、あらゆる問題に対応して新しい文部省の文部行政を進めていかれることに役立つのではないかと申すように考へるわけでございますけれども、文部大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

とであれば、各党みんな一致して賛成する方向にあると私は思うのですが……。

○**剣木国務大臣** その点が実は一番むずかしい問題でございます。各種学校制度を設けますにつきましては、先ほどもちよっとここで申し上げましたが、いままでいわゆる各種学校は、四十名以上、一年以上の教育施設をやるものは新しい学校教育法で定めます各種学校にならなければならぬとしてありまして、それ以外のものは各種学校として一年間だけは存続するということになっておるわけでございます。したがって、いままで各種学校として府県知事が認可しておりました外国人各種学校は、新しい各種学校の範疇の中に入ってまいらないのでございますから、したがって、一年の後には、いま各種学校として認可いたしておりますこの外国人学校というのが一年のうちに消えてなくなっていくわけであります。そうすると、いまわれわれが聞いておりますところでは、各地から非常に陳情がきておりますのは、外国人学校、朝鮮人学校を各種学校として認可してくれという要望で、これは全国的な要望でございます。ところが、これをいま申します朝鮮人学校

だけを切り離してやりますと、いま存続します外国人の各種学校というものが、一年以内に、一年後には消滅していく、法の範疇から飛んで事実上の教育として残ります。

の教育としての存在するということになりましたから、そういう実態がおわかりになったら、むしろ私は、外国人学校制度に対するいまの朝鮮の方々の反対より以上の大きな問題が起ってくる

ということで、各種学校と外国人学校とを分離するということは、今日の段階においてはどうしてもできなかったのをごいいます。ですから、外国人学校と各種学校とはこれをどうするかという問題

は、いわゆる各種学校とあわせて考えなければ、この際各種学校だけを分離して国内法の問題として取り上げるといふことは、私どももいたしまし

てはどうしてもできない、こう考えたからでございます。

○受田委員 私は、昨年シンガポールへ行ってきましたが、いま日本人学校ができております。タイにもあるし、香港にもある。それらの国々は、外国人の学校は独特の法規によって制約を受けておらぬ。保護も受けておりません。自由な教育を受けておる。一体世界のどこに外国人の学校に対して法的規制をしている国があるのか、教えていただきたいと思うのです。

○勅本内務大臣 私は、外国人学校というのは、日本の特有の問題だと思ひます。なぜならば、いま申されますように、上海やニューヨークにありましたり、タイ国にありますが、これらは日本人が、あるいは公館の者でありますとか、商社の子弟でございますとか、いわゆる一時的滞在者で、日本に帰りましてから小学校、中学校の教育にギャップがある、このギャップの補正のための事実行として認められておる。私は、これは国際間のお互い同士の条約によってやっておるというわけではなくても、お互い同土認め合っている状態だと思ひます。ただ、この朝鮮人の学校のように、相当長年月永住をする目的において相当な数が滞在しておるに、これを全く野放しと申しますか、自由にやらしていいかどうか、この問題については、これはもう各都道府県でおわかりだろうと思ひますが、朝鮮人の学校が各種学校に認可してくれという制要望が、非常にあったのは事実でございます。でございまして、野放しにしてくれというような要望はなかったように私は思ひます。

特にまた一つだけつけ加えさせていただきますが、タイ国におきます日本人の学校については、必ずしも日本人だけの教科書によって日本人が自由にやるということでないに、タイ国の教科書の使用を命じられておるわけでございます。だから、これは外国によりまして、必ずしも法規がなくとも、自由に、内部に何らの干渉がないということではないので、国情によっていろいろ違う点があると思ひます。

○受田委員 法律で規制されている国はないでしょう。外国は教科書の使用を法律で命じておりますが、それから南米サンパウロの日本人学校、ハワイの日本人学校、こういうところで法律の規制のもとに運営されている国があるかないか、お示しを願ひたい。

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

○天城政府委員 ベルギーは存じておりません。○受田委員 ベルギーにも日本人が五万おる。これは日系ベルギー人ではなくて、日本人である。向こうの国籍を取得しておりません。そこにも日本人学校というのがある。私もその学校に行つて一時間ばかり講義をしたが、法律の規制を受けておらない。日本人独特なもので、何をしゃべってもいいことになっておる。いまのタイ国の問題は、私タイが法律の制約を受けていないということだったからそう考へておったんですが、現在はその基準に達していないからという意味であれば、タイは特例が一つあるのかもしれません。しかし、これはもし法律の規制をしようと思へば、外国人学校法というものを別につくつて、そこで文部省が

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

○天城政府委員 ベルギーは存じておりません。○受田委員 ベルギーにも日本人が五万おる。これは日系ベルギー人ではなくて、日本人である。向こうの国籍を取得しておりません。そこにも日本人学校というのがある。私もその学校に行つて一時間ばかり講義をしたが、法律の規制を受けておらない。日本人独特なもので、何をしゃべってもいいことになっておる。いまのタイ国の問題は、私タイが法律の制約を受けていないということだったからそう考へておったんですが、現在はその基準に達していないからという意味であれば、タイは特例が一つあるのかもしれません。しかし、これはもし法律の規制をしようと思へば、外国人学校法というものを別につくつて、そこで文部省が

○受田委員 いろいろあるが、とにかくそれはそれでございます。もう一つ、おしまいに、商船高等が今度誕生することになります。そうしますと、学校教育法第七十条の八により、専門学校は、監督庁の定める規定によって、その卒業生を大学に編入する資

○天城政府委員 ベルギーは存じておりません。○受田委員 ベルギーにも日本人が五万おる。これは日系ベルギー人ではなくて、日本人である。向こうの国籍を取得しておりません。そこにも日本人学校というのがある。私もその学校に行つて一時間ばかり講義をしたが、法律の規制を受けておらない。日本人独特なもので、何をしゃべってもいいことになっておる。いまのタイ国の問題は、私タイが法律の制約を受けていないということだったからそう考へておったんですが、現在はその基準に達していないからという意味であれば、タイは特例が一つあるのかもしれません。しかし、これはもし法律の規制をしようと思へば、外国人学校法というものを別につくつて、そこで文部省が

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

○天城政府委員 所管局長おりませんが、私知っております例を申し上げたいと思ひます。タイ国の場合には、外国人の学校が、法的な規制に入れば、校長はタイ国籍の人でなければならぬ、一定時間タイ語の勉強をしなければならぬという規制がございます。ただ、現在の日本人学校は、法的規制外でございます。ただ、一定数以上になりますと、ほんとうは必ずその法律のもとに入らなければならぬことになっておるのでございまして、現在は大使館の付属という形になっております。制度としてはそういうものがございまして、それからサンパウロのお話でございますが、おそらくこれは永住者でございまして、向こうの学校に入る、逆に向こうの市民として教育を受けるということが前提で、それ以外に日本の教育をどれだけ認めるかという制度になっていると承知しております。こまかい法律のことはわかりません。

格を付与するという規定があるわけだ。商船高専の卒業生を商船大学に入れる道も講ぜられるわけですね。

○天城政府委員 いま先生御指摘の七十条の八というのは、今度新しくできます商船高専にもかぶります。

○受田委員 かぶる……。——それでは終わりにします。

○關谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○關谷委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の通知ありませんので、直ちに採決に入ります。

文部省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○關谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○關谷委員長 次会は、来たる三十日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和四十二年五月三十日印刷

昭和四十二年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局